

Radiata Increase



FP2 級

2025 年 1 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2024 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問 15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（44歳）は、X株式会社を2020年12月末日に退職し、個人事業主として独立した。現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Aさんは、現在、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付しているが、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（44歳、個人事業主）

・ 1980年9月3日生まれ

・ 公的年金加入歴 : 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

なお、20歳から22歳の大学生であった期間（31月）は国民年金の学生納付特例制度の適用を受けており、その期間の保険料については追納していない。

20歳	22歳	40歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (213月) 平均標準報酬額：29万円	国民年金 保険料納付済期間 (236月)	
2003年4月	2021年1月		

(2) 妻Bさん（43歳、会社員）

・ 1981年6月13日生まれ

・ 公的年金加入歴 : 20歳から22歳の大学生であった期間（34月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2024 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入) (①)円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) (②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入) (③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1) + (2)」の額) □□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$816,000円 \times \frac{\frac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 } 3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 } 4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円 \times \frac{1961\text{年 } 4\text{月以後で} 20\text{歳以上} 60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①

『老齢基礎年金の年金額の計算』

●老齢基礎年金の計算方法

816,000 円×(保険料納付済み期間＋免除期間)÷480 月

20歳	22歳	40歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (213月) 平均標準報酬額：29万円	国民年金 保険料納付済期間 (236月)	
2003年 4 月		2021年 1 月	

[本問の場合]

・老齢基礎年金の計算では、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(40 年×12 ヶ月)の全期間保険料を納めれば、65 歳から満額の老齢基礎年金を受給できます。

・Aさんは20 歳から 22 歳まで 31 月、学生納付特例期間があり、追納もしていないため、**保険料納付済月数へは算入しません。**

つまり、480 月-31 月=449 月となります。

816,000 円×449 月/480 月=763,300 円

=**763,300 円**(円未満四捨五入)

【免除期間の年金額への反映】

		老齢基礎年金 受給資格期間の算入	老齢基礎年金 年金額への反映		障害基礎年金 遺族基礎年金
			免除等の期間が 2009年3月までの場合の 反映率	免除等の期間が 2009年4月以降の場合の 反映率	受給資格期間への算入
法定免除(全額免除)		○	1/3	1/2	○
申請 免除	全額免除	○	1/3	1/2	○
	3/4免除	○	1/2	5/8	○
	半額免除	○	2/3	3/4	○
	1/4免除	○	5/6	7/8	○
学生納付特例		○	×		○
納付猶予制度		○	×		○
未納		×	×		×

②

『老齢厚生年金額の計算』

資料を参考にまずは報酬比例部分の年金額を求めます。

20歳	22歳	40歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (213月) 平均標準報酬額：29万円	国民年金 保険料納付済期間 (236月)	
2003年4月		2021年1月	

「報酬比例部分の計算方法」

[a]2003年3月以前

平均標準報酬額×7.125/1000×2003年3月以前の被保険者期間月数

該当なし

[b] 2003年4月以後

平均標準報酬額×5.481/1000×2003年4月以後の被保険者期間月数

290,000円×5.481/1000×213月=338,561.37円

[a+b]

a 該当なし+b 338,561.37円=338,561.37円

=**338,561円**(円未満四捨五入)

『経過的加算の計算』

●経過的加算の計算方法

1,701 円×被保険者期間の月数-816,000 円×(1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/480)

20歳	22歳	40歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (213月) 平均標準報酬額：29万円	国民年金 保険料納付済期間 (236月)	
2003年 4 月		2021年 1 月	

- ・被保険者期間の月数は、213 月です。
- ・1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数も、213 月です。

$$1,701 \text{ 円} \times 213 \text{ 月} - 816,000 \text{ 円} \times 213 \text{ 月} / 480 \text{ 月} \\ = 362,313 \text{ 円} + 362,100 \text{ 円} = 213 \text{ 円}$$

『老齢厚生年金の計算』

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある人が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

A さんの厚生年金被保険者期間は 213 月(約 17 年)で 20 年未満ですので、加給年金の**対象外**となります。

[老齢厚生年金の基本年金額]

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的加算+加給年金
老齢厚生年金の基本年金額
=338,561 円+213 円=338,774 円

したがって正解は

①763,300 (円) ②338,561 (円) ③213(円) ④338,774 (円)

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが75歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は48%となります」

②「Aさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額24,000円が上乗せされます」

③「Aさんは、老後の年金収入を増やす方法として、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。Aさんが拠出することができる掛金の限度額は、年額276,000円です」

【答え】

① ×:不適切

・繰下げ支給

年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。

1ヶ月あたり0.7%の増額となり、

12ヶ月×0.7%×最大10年＝84%増額

・繰上げ支給

本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。

1ヶ月あたり0.4%の減額となり、

12ヶ月×0.4%×最大5年＝24%減額

② ○:適切

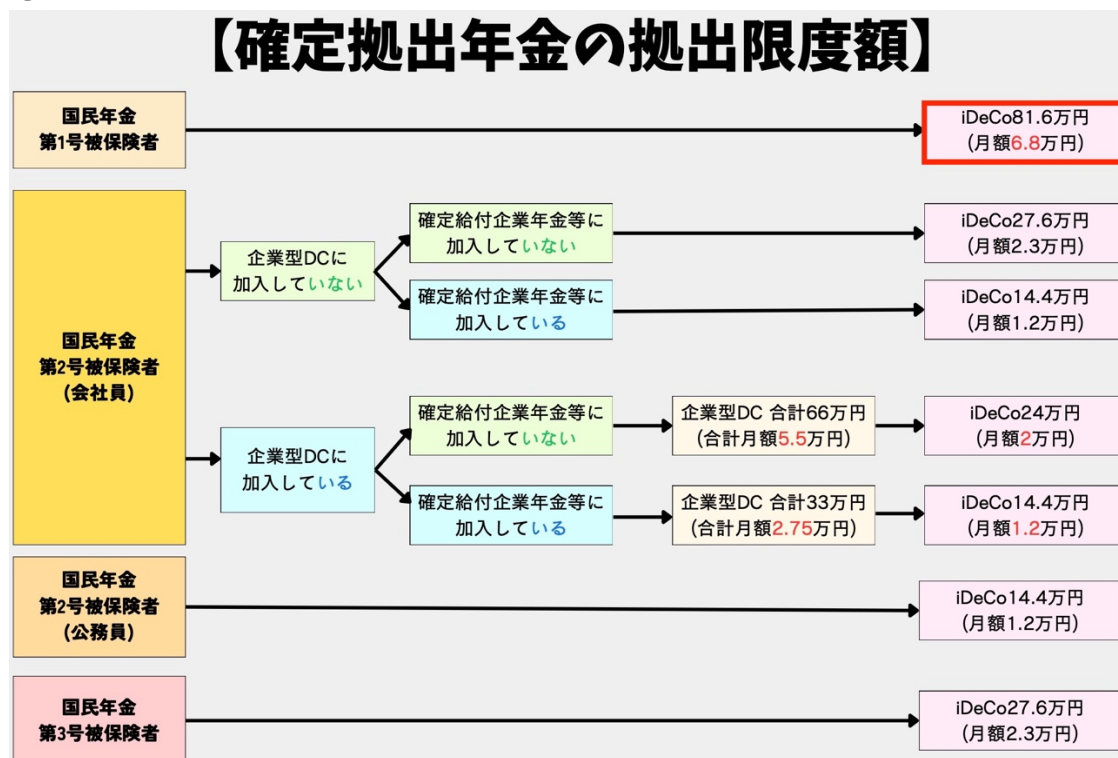
付加年金の額は、月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、「200円×納付期間」が老齢基礎年金に加算されます。

[付加保険料を 120 月納付した場合]

200 円×120 月＝24,000 円

よって、Aさんは老齢基礎年金額に付加年金として年額 24,000 円が上乗せされます。

③ ×:不適切



確定拠出年金の個人型(iDeCo)の国民年金第1号被保険者の限度額は、**年額 816,000 円**(月額 68,000 円)までとなります。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金および小規模企業共済制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある(①)年金A型と保証期間のない(①)年金B型のいずれかを選択します。2口目以降は、2種類の(①)年金と5種類の□□□年金のなかから選択することができます。なお、国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

II 「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000 円から(②)円の範囲内で、500 円単位で選択することができます。また、共済金(死亡事由以外)の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があります。このうち、『一括受取り』の共済金(死亡事由以外)は、税法上、(③)として所得税の課税対象となります」

〈語句群〉

イ. 確定 ロ. 有期 ハ. 終身 ニ. 30,000 ホ. 55,000

ヘ. 66,000 ト. 68,000 チ. 70,000 リ. 退職所得 ス. 一時所得

ル. 雑所得

【答え】

① ハ.終身

【国民年金基金】

概要	厚生年金のない、自営業者等の生活費の不足分を補うため、年金額を増やす制度です。
加入者	• いったん加入すると任意に脱退できない • 付加年金の加入者は国民年金基金に加入することができない • 加入者資格を喪失する場合 60歳になったとき・第2号被保険者から第3号被保険者になったとき・国民年金保険料の納付を免除された人(法定免除・産前産後期間の免除は除く)
掛金の上限	確定拠出年金の掛金と合算して月額6万8,000円
税制優遇	掛金：全額が社会保険料控除の対象 給付時：雑所得(公的年金等控除が適用) ※一括で受け取ることはできません。
口数制	1口目：終身年金 2口目以降：終身年金または確定年金から選択
支給時期	60歳または65歳から支給。
遺族一時金	死亡時に生計を同じくしていた遺族に支給されます。 [遺族の順位]→配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

国民年金基金の1口目は、必ず終身年金を選択しなければなりません。

② チ.70,000

【小規模企業共済】	
概要	経営者の退職金制度といわれ、 小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業を廃止し退職した場合に、積み立てた掛金に応じた共済金を受け取ることができる国の共済制度です。
加入者	・ 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社役員 ・ 上記個人事業主が営む事業の経営に携わる個人（共同経営者） ・ 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員 ・ 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員 ・ 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員 ・ 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
掛金	掛金月額が1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で選べます。 (掛金は増額・減額ができます。)
税制面のメリット	・ 掛金：全額 小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除 ・ 共済金：一時金受取：退職所得(退職所得控除の適用) 年金受取：雑所得(公的年金等控除の適用)

小規模企業共済の掛金の拠出限度額(月額)は、最大 **7万円**となります。

③ リ.退職所得

小規模企業共済の共済金を死亡以外の事由で受け取る場合、一時金で受け取る場合は、**退職所得** 分割(年金形式)で受け取る場合は、雑所得となります。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の問4～問6に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券への投資による資産運用を考えている。株式については同業種の上場会社であるX社とY社の株式に、債券については上場会社であるZ社の社債に興味を持っており、上場株式への投資にあたっては、NISAを利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社およびY社に関する資料〉

・財務データ

（単位：百万円）

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	3,900,000	4,250,000
負 債 の 部 合 計	1,800,000	1,550,000
純資産の部合計	2,100,000	2,700,000
売 上 高	1,600,000	2,400,000
営 業 利 益	100,000	170,000
経 常 利 益	255,000	260,000
当 期 純 利 益	245,000	230,000
配 当 金 総 額	77,000	69,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

X社：株価4,600円、発行済株式数3億5,000万株、1株当たり年間配当金220円

Y社：株価4,100円、発行済株式数4億6,000万株、1株当たり年間配当金150円

〈Z社債に関する資料〉

・購入価格：102.30円（額面100円当たり）

・表面利率：0.9%

・利払日：年2回

・残存期間：5年

・償還価格：100円（額面100円当たり）

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の〈X社およびY社に関する資料〉に基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「一般に、ROEの数値が高いほうが経営の効率性が高いと判断されます。ROEは、Y社のほうがX社よりも高くなっています」

② 「株主への利益還元の大きさに着目した指標として、配当性向があります。配当性向は、X社のほうがY社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

③ 「PERやPBR等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、一般に、バリュー投資と呼ばれます」

【答え】

① ×:不適切

自己資本利益率(ROE)は、自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本(純資産)} \times 100$$

$$\text{X社: } 245,000 \div 2,100,000 \times 100 = 11.6\ldots\%$$

$$\text{Y社: } 230,000 \div 2,700,000 \times 100 = 8.5\ldots\%$$

本問の通り、X社の方が高いので、不適切となります。

② :適切

配当性向は、会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

$$\text{配当性向} = \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100$$

$$\text{X社: } 77,000 \div 245,000 \times 100 = 31.4\ldots\%$$

$$\text{Y社: } 69,000 \div 230,000 \times 100 = 30\%$$

X社の方が配当性向が高いので、本問の説明は適切となります。

③ ○:適切

バリュー投資は、PER や PBR 等が低い銘柄などで、株価が現在の資産価値や利益水準などから割安と評価される銘柄に投資する手法です。

グロース投資は、成長性が高い銘柄に投資する手法です。

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、NISAについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「NISA口座のうち、『成長投資枠』の年間投資枠は240万円であり、上場株式等の買付代金だけでなく、当該買付に係る手数料等が含まれます」

②「『成長投資枠』や『つみたて投資枠』の年間投資枠のうち、ある年に未使用となった分を翌年の年間投資枠に繰り越して使用することはできません」

③「NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として個別銘柄指定方式を選択する必要があります」

【答え】

【NISA(少額短期非課税制度)】

概要	NISA口座内で運用した場合、株式や投資信託等の配当金や譲渡益等が非課税となる
非課税対象	上場株式・公募株式投資信託、J-REIT、ETFなどの配当金・分配金・譲渡益。
開設年齢	日本在住の18歳以上の方
口座開設期間	無期限
投資枠	成長投資枠とつみたて投資枠(併用可能)
非課税限度額	全体で1,800万円(成長投資枠のみの場合1,200万円) ※売却分は再利用可能(復活)
年間非課税限度額	つみたて投資枠：年間120万円・成長投資枠：年間240万円：合計最大年間360万円まで
非課税保有期間	無期限
配当金の取り扱い	NISA口座は、株式比例配分方式を選択しなければ非課税にならない
損益通算	損益通算できない

① ×:不適切

[新NISA 年間非課税限度額]

- ・つみたて投資枠:年間120万円
- ・成長投資枠:年間240万円

買付に係る手数料等は含みません。

② ○:適切

その年の非課税枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。

③ ×:不適切

NISA で配当金分配金を非課税にするためには、配当金の受け取り方法を、株式数比例配分方式を選択しなければなりません。

《問6》 Z社債を《設例》の〈Z社債に関する資料〉に基づいて購入した場合において、次の①、②をそれぞれ求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、〈答〉は、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。また、税金等は考慮しないものとする。

① Z社債を償還まで保有した場合の最終利回り(年率・単利)

② Z社債を2年後に額面 100 円当たり 101.80 円で売却した場合の所有期間利回り(年率・単利)

【答え】

〈Z社債に関する資料〉

- ・購入価格 : 102.30円 (額面100円当たり)
- ・表面利率 : 0.9%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 5年
- ・償還価格 : 100円 (額面100円当たり)

① 0.43(%)

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.9 + (100 - 102.30) / 5\} / 102.30 \times 100 = 0.430... \\ = 0.43\% (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

② 0.64(%)

所有期間利回り

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合の利回り

[所有期間利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.9 + (101.80 - 102.30) \div 2\} \div 102.30 \times 100 = 0.635... \% \\ = 0.64\% (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

【第3問】 次の設例に基づいて下記の問7～問9に答えなさい。

《設 例》

Aさん（45歳）は、駅前の商店街で妻Bさん（46歳）と小売店を営んでいる。Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

なお、下記の〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- Aさん（45歳）： 個人事業主（青色申告者）
妻Bさん（46歳）： Aさんが営む事業に専ら従事しており、青色事業専従者として、2024年中に90万円の給与を受け取っている。
長女Cさん（15歳）： 中学生。2024年中の収入はない。
母Dさん（73歳）： 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は100万円である。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

- (1) 事業所得の金額： 550万円（青色申告特別控除後）
(2) 不動産所得の金額： ▲50万円
※損失の金額50万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子30万円を含む。
(3) 終身保険の解約返戻金
契約年月： 2006年12月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 460万円
正味払込保険料： 500万円
(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月： 2016年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡給付金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 610万円
正味払込保険料： 500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高で(①)万円を控除することができます。(①)万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Tax による申告(電子申告)または優良な電子帳簿の保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高で(②)万円となります」

II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の(③)年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について(④)を選択できることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ. 1 ロ. 3 ハ. 5 ニ. 10 ホ. 38 ヘ. 48 ト. 55
チ. 65 リ. 低価法 ヌ. 個別法 ル. 原価法

【答え】

① チ.65

青色申告特別控除の最高は 65 万円です。

55 万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うことで 65 万円の青色申告特別控除が受けられるようになります。

② ニ.10

申告期限後に申請を行った場合青色申告特別控除額は、10 万円となります。

③ ロ.3

青色申告者は、純損失を最大 3 年間繰り越して控除することができます。

④ リ.低価法

青色申告者が受けられる税務上の特典として、
棚卸資産の評価について低価法を選択できます。

低価法は、資産の取得原価と時価を比較して、いずれか低い方の価額を評価額とする方法で、
原価が時価以下になった際、その分を商品評価損として損金算入できる
メリットがあります。

《問8》 Aさんの 2024 年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から 10 年以内の解約のため、金融類似商品として、源泉分離課税の対象となります」

②「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に係る負債の利子 30 万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」

③「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、38 万円です」

【答え】

① ×:不適切

一時払変額個人年金保険の解約返戻金

契約から5年以内に受け取った場合は、源泉分離課税となります。

契約から5年を超えて受け取った場合は、一時所得として課税されます。

② ○:適切

損益通算とは所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

土地取得のための借入金の利子(建物は OK)は損益通算の対象外です。

③ ×:不適切

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	— 基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は 2,400 万円以下ですので、基礎控除額は 48 万円となります。

《問9》 Aさんの 2024 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	□□□円
(b) 所得控除の額の合計額		□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		3, 100, 000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(③) 円

〈資料〉 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7, 500円
330	～ 695	20%	42万7, 500円
695	～ 900	23%	63万6, 000円
900	～ 1, 800	33%	153万6, 000円
1, 800	～ 4, 000	40%	279万6, 000円
4, 000	～	45%	479万6, 000円

【答え】

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

- (1) 事業所得の金額 : 550万円 (青色申告特別控除後)
(2) 不動産所得の金額 : ▲50万円

※損失の金額50万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子30万円を含む。

- (3) 終身保険の解約返戻金

契約年月 : 2006年12月
契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 460万円
正味払込保険料 : 500万円

- (4) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2016年10月
契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡給付金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 610万円
正味払込保険料 : 500万円

① 総所得金額 5,400,000(円)

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に「不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得」の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

・事業所得:550万円

・不動産所得

▲50万円のうち、土地取得の負債の利子 30 万円は損益通算できません。

▲50万円-30万円=▲20万円

・一時所得(解約返戻金:)

一時所得=収入額-支出額-特別控除50万円

(460万円+610万円)-(500万円+500万円)-50万円=20万円

一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となります。

総所得金額に算出する一時所得=20万円×1/2=10万円

総所得金額=550万円+▲20万円+10万円=540万円

② 扶養控除

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- Aさん (45歳) : 個人事業主 (青色申告者)
- 妻Bさん (46歳) : Aさんが営む事業に専ら従事しており、青色事業専従者として、2024年中に90万円の給与を受け取っている。
- 長女Cさん (15歳) : 中学生。2024年中の収入はない。
- 母Dさん (73歳) : 2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は100万円である。

扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 以外→48万円

[本問の場合]

- ・妻 B さんは、配偶者ですので、扶養控除はありません。
 - ・長女 C さんは 15 歳ですので、扶養控除はありません。
 - ・母 D さん(73 歳)は、公的年金収入 100 万円ありますが、公的年金年金等控除 110 万円を差し引き所得金額は 0 円となり 48 万円以下です。
- よって、老人扶養者(同居親族)として **58 万円**の控除額となります。

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	60万円以下	0円
	60万円超130万円未満	収入金額－60万円
	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75 －27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 －68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 －145万5千円
	1,000万円以上	収入金額－195万5千円
65歳以上の方	110万円以下	0円
	110万円超330万円未満	収入金額－110万円
	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75 －27万5千円
	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85 －68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95 －145万5千円
	1,000万円以上	収入金額－195万5千円

③ 算出税額 212,500(円)

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

所得税額は、課税総所得金額×税率で求めます。

本問の課税総所得金額は 310 万円です。

310 万円×10%-97,500 円=212,500 円

【第4問】 次の設例に基づいて下記の問 10～問 12 に答えなさい。

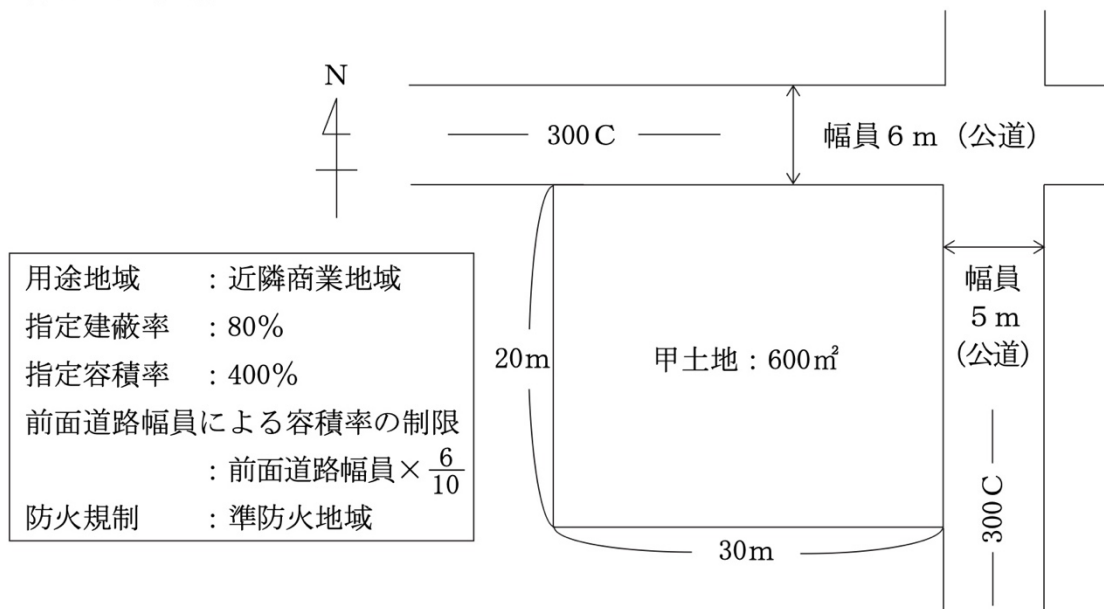
《設 例》

A さん（69歳）は、5 年前に父親の相続によってM市内（三大都市圏）の甲土地（600 m²）を取得した。甲土地は、父親の代からアスファルト敷きの月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

A さんは、先日、ハウスメーカーのX社から、「甲土地は、最寄駅から徒歩5分の好立地にあり、住宅需要が見込めるため、賃貸マンションの建築を検討してみてもいかがでしょうか。A さんが建築したマンションについて、マスターリース契約（特定賃貸借契約）により、弊社に一括賃貸していただければ、サブリース契約で第三者への賃貸・管理を行ったうえで、賃料を保証させていただきます」との提案を受けた。

A さんは、甲土地の収益性を高めるために、X社の提案を検討することにした。

〈甲土地の概要〉



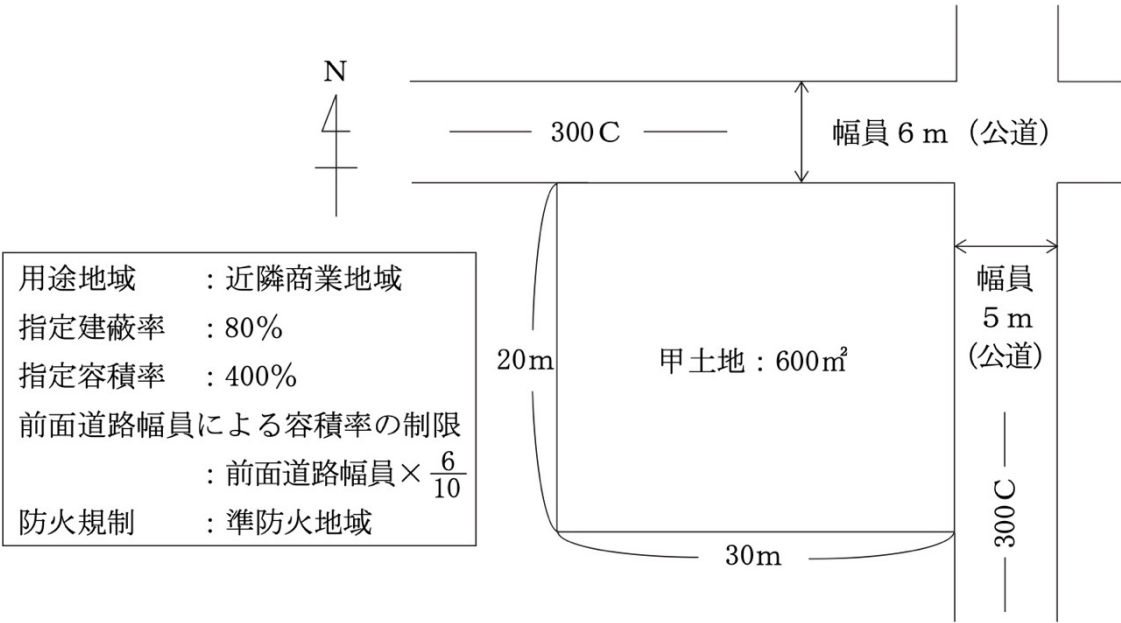
- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地上に準耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

〈甲土地の概要〉



・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

【答え】

① 600(m²)

●建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火建築物・準耐火建築物	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[建ぺい率の上限緩和]

準防火地域の耐火建築物・準耐火建築物+10%

特定行政庁が指定する角地+10%

建ぺい率=指定建ぺい率 80%×10%×10%=100%

[建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率]

建築面積の上限=600 m²×100%==600 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は600m²となります。

② 1,800(m²)

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、

道路は5mと6mありますが、幅の広い6mが前面道路となります。

前面道路6m×6/10=360%

指定容積率は400%で、小さい方を限度としますので360%となります。

延べ面積の上限=600m²×360%(3.6)=2,160m²

② 容積率の上限となる延べ面積は、2,160m²

したがって正解は、① 600(m²) ② 2,160 (m²)

《問 11》 甲土地の相続税評価に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「甲土地は、地積が 600 m²であり、指定容積率が 400%であるため、地積規模の大きな宅地の評価の規定が(①) 」

II 「甲土地が面する道路に付された『300C』の数値は、1 m²当たりの価額を千円単位で表示した相続税路線価です。数値の後に表示されている『C』の記号(アルファベット)は、借地権割合が(②)であることを示しています」

III 「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を2億円、借地権割合を(②)、借家権割合を 30%、賃貸割合を 100%とした場合、甲土地の相続税評価額は(③)となります」

〈語句群〉

イ. 適用されません ロ. 適用されます ハ. 50% ニ. 70%

ホ. 90% ヘ. 1億 4,600 万円 ト. 1億 5,800 万円 チ. 1億 7,000 万円

【答え】

① イ.適用されません

地積規模の大きな宅地とは、
三大都市圏は500㎡以上の地積の宅地、
三大都市圏以外の地域は1,000㎡以上の地積の宅地をいいます。

[除外される宅地]

- ・市街化調整区域に所在する宅地
- ・工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地
- ・指定容積率400%(東京都特別区は300%)以上の地域に所在する宅地など

[本問の場合]

三大都市圏の甲土地600㎡で500㎡以上ですが、指定容積率が400%ですので、適用されません。

② ニ.70%

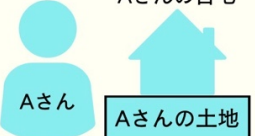
[路線価]

路線(道路)に面する標準的な宅地の1㎡の価額を千円単位で表したものです。

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

路線価図300Cは、300千円・借地権割合70%を意味します。

③ ト.1億5,800万円

	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

●貸家建付地評価額

=自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)
=20,000万円×(1-70%×30%×100%)
=20,000 万円×(1-0.7×0.3×1)
=20,000 万円×(1-0.21)
=20,000 万円×0.79
=15,800 万円

よって正解は、1 億 5,800 万円

《問 12》 X社が提案する賃貸マンション事業に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「マスターリース契約(特定賃貸借契約)において、賃料が保証されている場合、その契約が普通借家契約であれば、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律や借地借家法に基づき、AさんがX社から経済事情の変動による賃料の減額請求を受けることはありません」

②「Aさんが、マスターリース契約(特定賃貸借契約)に基づき、X社に建物を一括賃貸する場合は、宅地建物取引業の免許は不要ですが、Aさん自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合は、あらかじめ宅地建物取引業の免許を取得する必要があります」

③「Aさんが、金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建築する場合、借入金の返済リスクを考慮する必要があります。DSCR(借入金償還余裕率)の値が 1.0 未満のときは、賃料収入だけでは借入金の返済が困難であることを示しています」

【答え】

① ×:不適切

マスターリース契約とは、不動産会社がオーナーから不動産を一括で借り上げ、その不動産を第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約です。※転貸(てんたい):人から借りたものをさらに他人に貸すこと。

オーナーは、不動産を貸している側(立場が強い)

不動産業者は、不動産を借りている側(立場が弱い)

ただし下剋上が起こり、不動産業者は立場が弱いことをいいことに、オーナーより有利になることができ、実際には立場が逆転しています。

例

オーナーは不動産業者から家賃保証20万円を毎月出しますので不動産を貸して欲しいと言われた。

オーナーは、空室が出て安定した収入が得られないこともあると考え、家賃保証20万円を毎月もらえるなら不動産業者に貸し出そうと考えた。

ただし、オーナーはこの契約を後で後悔します。

それは、普通借家契約では、契約書で賃料を減額しない旨の特約をしていても、借地借家法により無効となり、**借主側(不動産業者)から減額請求する権利を特約でも排除することはできません。**

(よって本問の説明は**不適切**となります。)

つまり、不動産業者から家賃保証20万円と言われて契約したオーナーは、家賃保証が15万円に下げられてしまうことがある。

いくら契約書に書いてあっても、不動産業者からの減額請求を排除することはできません。本当に保証されているのは、不動産業者側。

[オーナーのデメリット]

- ・不動産業者から家賃保証の額を下げられてしまう。
- ・不動産業者が中抜きすることで収益力が低下し、買い手が見つかりにくく、売却が難しい。
- ・不動産業者は、契約を解除できるが、オーナーは正当な事由がなければ契約を解除できない。

などのデメリットがあるため、マスターリース契約の際は、オーナーは注意が必要ですよという問題です。

② ×:不適切

自己の所有する不動産を自ら貸主となり賃貸する場合、宅地建物取引業の免許は必要ありません。

③ ○:適切

DSCR (借入金償還余裕率)は、元利金返済カバー率のことで、借入金の返済余裕度を見る指標です。

DSCR は 1.0 を上回っている場合、対象不動産から得られる収益だけで借入金を返済できると判断されます。

逆に 1.0 未満の場合は、賃料収入だけでは借入金の返済が困難であることを示します。

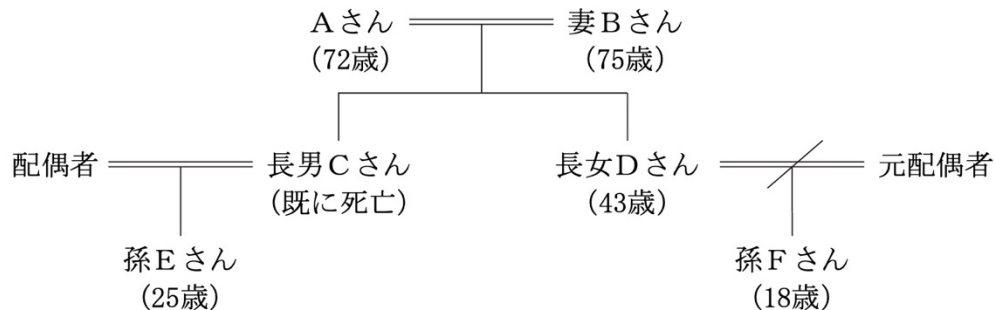
【第5問】 次の設例に基づいて下記の問 13～問 15 に答えなさい。

《設 例》

Aさん（72歳）は、妻Bさん（75歳）と、X市内の自宅で暮らしている。Aさんは、大学卒業後、上場企業に就職し、43年間勤務した。退職後は、年金収入に加え、上場株式の配当収入もあり、Aさん夫婦の生活は安定している。

昨年、長女Dさん（43歳）は離婚し、現在は、自分の仕事や子の学業の都合で、Y市内の賃貸マンションで子Fさん（18歳）と暮らしている。Aさんは、長女Dさん家族の生活資金や孫Fさんの教育資金について援助したいと思っており、現金の贈与を検討している。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	:	8,000万円
上場株式	:	3,000万円
自宅敷地（380㎡）	:	7,000万円（注）
自宅建物	:	2,000万円
合計		2億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》生前贈与に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税による贈与、相続時精算課税による贈与があります。仮に、長女Dさんが暦年課税(各種非課税制度の適用はない)により、2025 年中にAさんから現金 550 万円の贈与を受け、他に贈与を受けていない場合、贈与税額は(①)万円となります」

II 「長女DさんがAさんから 2025 年中に現金の贈与を受け、相続時精算課税を選択し、他に贈与を受けていない場合、贈与税の課税価格から基礎控除額と最高(②)万円の特別控除額を控除することができます。なお、基礎控除額と特別控除額を控除した後の残額については、一律(③)%の税率により贈与税が課されます」

〈資料〉贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超	万円以下					
～	200		10%	—	10%	—
200	～	300	15%	10万円	15%	10万円
300	～	400	15%	10万円	20%	25万円
400	～	600	20%	30万円	30%	65万円

〈数値群〉

イ. 20 ロ. 25 ハ. 30 ニ. 58 ホ. 67 ヘ. 80 ト. 100

チ. 2,000 リ. 2,500 ヌ. 3,000

【答え】

① ニ.58(万円)

・特例贈与財産とは、直系尊属(父母・祖父母など)から、直系卑属(子や孫など)への贈与財産をいい、
これら以外の全ての贈与財産を一般贈与財産といいます。

・暦年課税の贈与税の基礎控除110万円です。

贈与額550万円-暦年課税の基礎控除110万円=440万円
440万円×20%-30万円=58万円

② リ.2,500(万円)

相続時精算課税制度の控除額は、受贈者単位で合計 2,500 万円までは贈与税が非課税となります。

③ イ.20(%)

2,500 万円の非課税枠を超える部分は一律 20%の贈与税率が課されます。

《問 14》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「孫Fさんが本制度の適用を受けるためには、孫Fさんが教育資金の贈与を受けた年の前年分の長女Dさんの所得税に係る合計所得金額が1,000 万円以下でなければなりません」

②「本制度の適用を受けた孫Fさんが 22 歳到達年度の末日に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

③「Aさんから教育資金の贈与を受けた孫Fさんが本制度の適用を受けた場合、1,500 万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については 500 万円が限度となります」

【答え】

① ×:不適切

教育資金の一括贈与の特例(2026年3月31日まで。)

[受贈者の要件]

- ・30歳未満の子や孫であること。

- ・受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超えないこと。

超えた場合は、適用外です。

[本問の場合]

受贈者である孫Fさんの前年の合計所得が1,000万円を超えていなければ適用されます。

長女Dさんの所得は関係ありませんので、不適切な説明となります。

② ×:不適切

教育資金の一括贈与の特例は、受贈者が 30 歳に達したときに契約は終了します。

③ ○:適切

教育資金の一括贈与の特例は、受贈者1人につき1,500万円まで贈与税が非課税となります。

また、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円まで贈与税が非課税となります。

《問 15》現時点(2025 年1月 26 日)において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額)は1億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

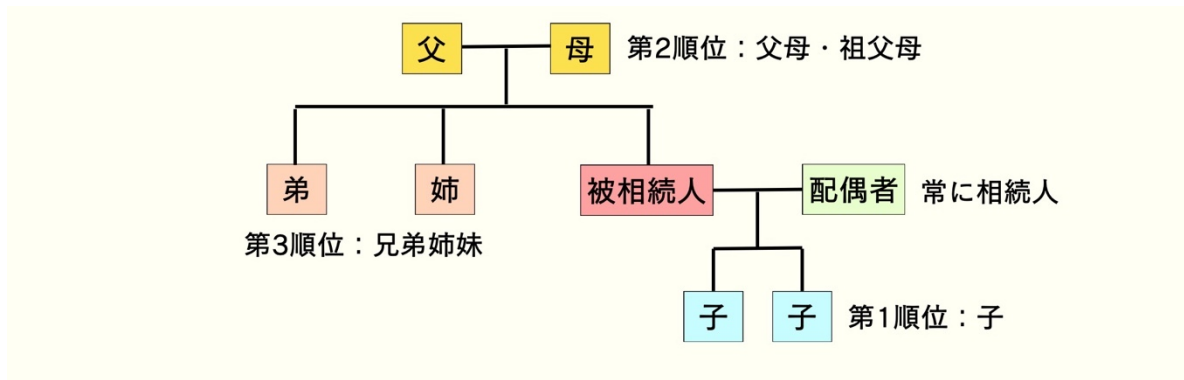
(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))	1 億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長女Dさん	□□□万円
孫Eさん	(②) 万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1, 000	10%	—
1, 000	～ 3, 000	15%	50万円
3, 000	～ 5, 000	20%	200万円
5, 000	～ 10, 000	30%	700万円
10, 000	～ 20, 000	40%	1, 700万円

【答え】

〈法定相続人〉



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

〈法定相続分〉

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

●法定相続人:妻 B さん・長女 D さん・孫 E さん

●遺産にかかる基礎控除額の算出方法

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ① 4,800 万円

●課税遺産総額を法定相続人で各人に分配

法定相続分:妻 B さん 1/2・長女 D さん 1/4・孫 E さん 1/4

・妻 B さん:1 億円 × 1/2 = 5,000 万円

・長女 D さん:2 億円 × 1/4 = 2,500 万円

・孫 E さん:2 億円 × 1/4 = 2,500 万円

●各人の相続税額

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に应ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円

・妻 B さん:5,000 万円 × 30% - 700 万円 = 800 万円

・長女 D さん:2,500 万円 × 15% - 50 万円 = 325 万円

・孫 E さん:2,500 万円 × 15% - 50 万円 = ② 325 万円

・

相続税の総額 = 800 万円 + 325 万円 + 325 万円 = ③ 1,450 万円

したがって正解は、①4,800 (万円) ②325 (万円) ③1,450 万円